

外国人建設就労者受入事業  
適正監理計画の作成時の留意事項について

国土交通省  
土地・建設産業局建設市場整備課

適 正 監 理 計 画

第1 受入建設企業になろうとする者に関する事項等

1 受入建設企業となろうとする者に関する事項

(1) 称号又は名称

(2) 代表者又は個人の氏名

(3) 主たる営業所の所在地

(4) 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス :

(5) 建設特定活動に関する責任者 (管理者) の役職、氏名

(6) 許可を受けている建設業

**【留意事項】**

許可書の「建設業の種類」の項目に記載されている事項をすべて記載してください。

(7) 許可番号 許可 ( - ) 第 号

**【留意事項】**

「〇〇都道府県知事許可」又は「国土交通大臣許可」から記載してください。

(8) 許可年月日 平成 年 月 日

**【留意事項】**

許可書の許可の有効期間の開始日を記載してください。

(9) 兼業の有無及び建設業以外に行っている営業の種類

( 有 ・ 無 ) \_\_\_\_\_

(10) 常勤職員数 (技能実習生及び外国人建設就労者を除く)

合計 人 (事務部員 人 現場部員 人)

**【留意事項】**

技能実習生を除いた常勤職員の数を記載してください。

(11) 前年度売上高 円

(12) 前年度経常損益 利益 ・ 損失 円

(13) 前年度当期純損益 利益 ・ 損失 円

(14) 外国人建設就労者の就労予定事業所の名称

**【留意事項】**

(1) と同様の場合は記載不要。複数の事業所がある場合は複数記載してください。

(15) 外国人建設就労者の就労予定事業所の所在地

**【留意事項】**

(3) と同様の場合は記載不要。複数の事業所がある場合は複数記載してください。

(16) 外国人建設就労者の就労予定事業所の雇用保険適用事業所番号

**【留意事項】**

複数ある場合は複数記載してください。

2 建設分野の技能実習生の受入実績

(1) 技能実習生受入れ開始年月日

(2) 現在受け入れている建設分野の技能実習生の人数

(3) 過去5年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した建設分野の技能実習生の人数

**【留意事項】**

中途帰国者や行方不明者は人数に含みません((6)又は(7)に記載してください)。

(4) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な職種及び作業

(5) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な国籍

(6) 過去5年間の建設分野の技能実習生の中途帰国者数

(7) 過去5年間の建設分野の技能実習生の行方不明者数

3 過去5年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

項目	団体	経営者、管理者、管理指導員 及び生活指導員
過去5年間の建設業法に基づく監督処分 の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の労働基準関係法令違反によ り罰金以上の刑に処せられたことの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※)の表の法別 表第1の2の表の技能実習の項の下欄 第1号イに掲げる活動の項(以下「技能 実習第1号イの項」という。)の下欄第1 8号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※)の表の法別	有 ・ 無	有 ・ 無

表第1号の2の表の <b>技能実習の項の下欄第1号ロ</b> に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為の有無		
過去5年間の基準省令（※）の表の法別表第1号の4の表の <b>研修</b> の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第2に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること	経過していない・該当無し	経過していない・該当無し
過去5年間の事業活動に関する技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する労働者を過去3年以内に、1月以内の期間に30人以上非自発的に離職させていることの有無	有 ・ 無	有 ・ 無

※ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）

#### 4 労働関係法令及び社会関係法令の遵守等に関する事項

##### 【記載例】

当団体は、以下の（1）から（4）について事実と相違ないことを宣誓する。

- （1）労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- （2）建設特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。
- （3）元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。
- （4）外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかなを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかなを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

## 第2 建設特定活動に関する事項

### 1 建設特定活動の実施期間（計画期間）

平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 年 か月）

#### 【留意事項】

第2の3(1)計画の全体スケジュールの期間と一致するように記載してください。

### 2 受け入れる外国人建設就労者に関する以下の事項

#### (1) 修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称

##### 【留意事項】

外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第1に掲げる職種及び作業名を記載してください。

#### (2) 受入人数

##### 【留意事項】

受入人数については、以下のように記載してください。

「〇〇人（同時受入予定人数〇〇人）」

※ 「同時受入予定人数」とは受入建設企業において、同時に就労する外国人建設就労者の数の最大値をいう。

※ 同時受入予定人数が常勤の職員の数を超えることはできない。

#### (3) 就労させる場所

##### 【留意事項】

外国人建設就労者の従事する営業所の所在地だけではなく、受注現場で従事することがあれば、受注現場も含む形で記載してください。（例：受注現場（〇〇県内）など）

#### (4) 従事させる業務の内容

##### 【留意事項】

外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第1に掲げる職種及び作業名を記載してください。

#### (5) 「(1) 修了した建設分野技能実習の職種及び作業」と「(2) 従事させる業務の内容」が同一であること

（ 同一 ・ 同一でない ）

##### 【留意事項】

同一でない場合、その理由及び安全衛生を確保する方法等について記載してください。

#### (6) 従事させる期間

受入れを予定している個々の外国人建設就労者の従事期間は2年間（外国人建設就労者が建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合においては、3年間）以内とし、「1 建設特定活動の実施期間（計画期間）」の範囲内となっているか。

（ 範囲内となっている ・ 範囲内となっていない ）

(7) 報酬予定額

①基本賃金 月給 ( ) 円

**【留意事項】**

日給制や時給制の場合、以下のように記載してください。

(例) 平均月給〇〇円 (日給(時給)△△円×所定労働日数(時間数)□□日÷12月)

②賞与及び諸手当の有無、種類及び金額

**【留意事項】**

別紙1の作成例により作成してください。

(8) 技能の向上を図るための方策

**【留意事項】**

ガイドライン第6章3(2)⑦(21ページ)を確認の上、到達目標や評価方法、到達目標達成のための取組み等について記載してください。

3 建設分野技能実習修了者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

(1) 計画の全体スケジュール

**【留意事項】**

別紙2の作成例により作成してください。

(2) 特定監理団体及び受入建設企業となろうとする者の実施体制図

**【留意事項】**

ガイドライン 66 ページ様式第1号(別紙3)を参考に、特定監理団体及び受入建設企業となろうとする者の実施体制図を記載してください。

(3) 建設特定活動に係る安全衛生確保の方策

**【留意事項】**

安全衛生教育の実施等、安全衛生確保の方策について具体的に記載してください。

あわせて、ガイドライン第6章3(3)(21ページ)を確認の上、外国人建設就労者の安全衛生教育に係る理解度の確認方法等についても必ず具体的な方策(確認方法、確認内容、確認頻度、理解度が足りていない場合の対応等)を記載してください。

4 外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項

**【留意事項】**

ガイドライン第6章3(3)(22ページ)及び第8章1(3)(35ページ)を確認の上、就労状況の確認の方法、頻度、内容等について記載してください。

なお、再入国し外国人建設就労者となろうとする者の受入れを行う場合、受入れ後半年間は毎月一回必ず就労状況の確認を実施する必要があります。

5 在留中の住居の確保に関する事項

**【留意事項】**

予定している「住居の場所、居住面積、費用(光熱水費の取扱いも含む)、名称、住居の形態(単身、共同生活)、共同生活の場合1部屋当たりの人数・広さ」を具体的に記載してください。

## 6 長期休暇の取得に関する事項

### 【留意事項】

ガイドライン第6章3(6) (22 ページ)を確認の上、記載してください。

## 7 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

※複数の指導員を任命する場合は、全ての指導員について記載すること。

### (1) 管理指導員

- ①職名
- ②氏名
- ③経歴（経歴年数等） 別紙
- ④指導員1人あたりの指導予定人数
- ⑤現在、技能実習指導員として指導を行っている技能実習生の人数
- ⑥指導員1人あたりの指導予定人数が適切である根拠

### (2) 生活指導員

- ①職名
- ②氏名
- ③経歴 別紙
- ④指導員1人あたりの指導予定人数
- ⑤現在、生活指導員として指導を行っている技能実習生の人数
- ⑥指導員1人あたりの指導予定人数が適切である根拠

## 8 建設分野技能実習修了者との面談及び建設分野技能実習修了者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

### (1) 特定監理団体における相談体制

#### 【留意事項】

特定監理団体における相談の対応者、対応方法、対応時間等について具体的に記載してください。

### (2) 受入建設企業における相談体制

#### 【留意事項】

受入建設企業における相談の対応者、対応方法、対応時間等について具体的に記載してください。

### (3) 監査の実施に関する事項

#### 【留意事項】

特定監理団体における監査の実施頻度、監査実施者、監査における確認事項等について具体的に記載してください。

## 9 建設分野技能実習修了者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

### 【留意事項】

告示第10並びにガイドライン第6章3(10) (24 ページ)及び第8章2 (38 ページ)を確認の上、帰国旅費の確保の方策等、帰国担保措置に関する事項について記載してください。

## 1.0 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

### 【留意事項】

ガイドライン第8章3(38ページ)を確認の上、就労の継続が不可能となった場合の新たな就労先の確保の方法等について記載してください。

## 1.2 外国の送出し機関に関する事項

### 【留意事項】

外国人建設就労者受入事業における送出し機関は、送出し国政府機関か、又は各送出し国政府から各国の基準に従って認定を受けた送出し機関(注)に限ることとしているため、留意してください。

(注) 外国人建設就労者が国籍又は住所を有する国の所属機関その他当該者が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関で、公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)との間で「討議議事録(R/D)」及び「補足討議議事録(補足R/D)」を締結している送出し国政府が、各国の基準に従って、一定の要件を充足し日本に技能実習生を派遣するにふさわしいと認定した機関。

(1) 機関名

(2) 経営者名

(3) 所在地

(4) 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス :

(5) 設立年月日

(6) 業種

(7) 資本金

(8) 売上げ(直近年度)

(9) 常勤職員数

(10) 主要貿易(取引)相手国

①輸出先

②輸入先

(11) 管理者(責任者)氏名、役職

①氏名

②役職

(12) 保証金の徴収等の有無

①外国人建設就労者(家族その他密接な関係を有する者を含む。)からその者の建設特定活動に関連して、保証金(名目のいかんを問わない。)を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金(名目のいかんを問わない。)を定める契約等を締結することの有無

( 有 ・ 無 )



②受入建設企業との間で、建設特定活動が終了するまでに、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することの有無

( 有 ・ 無 )

③外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の研修、技能実習及び建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造の文書・図画若しくは虚偽の文書・図画の行使・提供を行ったことの有無

( 有 ・ 無 )

(13) 送出し国政府から認定を受けていること (又は送出し国政府機関であること)

( 認定を受けている又は送出し国政府機関 ・ 認定を受けていない )

## 適正監理計画の提出書類に関する留意事項について

- ① 適正監理計画認定申請書（様式第2号）
- ② 適正監理計画（様式第2号（別紙））
- ③ 受入建設企業になろうとする者の登記事項証明書
- ④ 受入建設企業になろうとする者の損益計算書、貸借対照表の写し

### 【留意事項】

損益計算書に損失、貸借対照表に負債がある場合は、要因や今後の改善の見込みについて理由書を作成してください（外国人建設就労者の安定的な就労の観点から伺うものです）。

- ⑤ 常勤の職員の数进行らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること）

### 【留意事項】

社会保険の加入状況について確認するため、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」等を提出してください。氏名以外の部分については黒塗り可。技能実習生についてはわかるように印等を付けてください。

- ⑥ 受入建設企業となろうとする者（及び送出し機関）が、外国人建設就労者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し

### 【留意事項】

雇用契約書は認定後に契約する書類ですので、事前に契約しないでください。認定申請時には契約前のひな型を提出してください。

雇用条件書の「就業の場所」については適正管理計画第2の2（3）就労させる場所の記載とあわせてください。

変形労働時間制を採用している場合には、変形労働時間に係る協定届、年間カレンダーを提出してください。

送出し機関と外国人建設就労者となろうとする者の派遣契約書の写しについても提出してください（ひな形を提出すること）。

- ⑦ 特定監理団体が監理に要する費用を徴収することを予定している場合は、当該費用の負担者、金額及び用途を明らかにする文書

### 【留意事項】

外国人建設就労者受入事業の監理費を算出した、監理費徴収明示書を提出してください。

⑧ 受入建設企業が受け入れている技能実習生の名簿

**【留意事項】**

JITCOの様式等で管理されている場合は当該名簿の写しの提出で差し支えありません。

⑨ 送出し機関の概要を明らかにする資料（送出し機関のパンフレット、送出し機関が登記・登録されていることを示す公的な資料等）

⑩ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていることを証する書類

⑪ 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類

**【留意事項】**

別紙1の作成例に従って作成してください。

⑫ 管理指導員及び生活指導員の経歴書（管理指導員については実務経験を併せて記載すること）

⑬ 特定監理団体と送出し機関との間に締結された（又は締結を予定している）外国人建設就労者受入事業に係る契約書の写し

⑭ 建設分野技能実習の受入実績を証する書類

以下ア、イの書類からそれぞれ1点ずつを提出してください。

ア 以下(ア)～(ウ)の書類からいずれか1点

(ア)雇用契約書及び雇用条件書 (イ)技能実習生派遣契約書 (ウ)派遣状

イ 以下(ア)(イ)の書類からいずれか1点

(ア)帰国報告書

(イ)技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料(貸金台帳、給与明細の写し等)

**【留意事項】**

これまで受け入れた全ての技能実習生の書類を提出する必要はありません。実績の証明が可能な技能実習生1名の書類を提出してください(ア、イについては同一人物の書類を提出すること)。

建設分野技能実習(技能実習2号)の期間が、申請日より5年以内である書類を提出してください。

以上

報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と  
同等額以上であることの理由書

特定監理団体 ○○  
受入建設企業 ○○

下記のとおり報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることについて説明いたします。

記

	外国人建設就労者	同等の技能を有する日本人 ○○
実務経験 (年数)		<p>日給制や時給制の場合は以下の例を参考に記載してください。 平均月給○○円(日給△△円×所定労働日数□□日÷12月)</p>
主な業務		
給与 (基本給)		
時間外・休日手当		<p>受入建設企業で支給されている手当について ①手当の名称 ②支給条件 ③金額 ④外国人建設就労者への支給の可否・その理由 を記載してください。</p>
通勤手当		
○○手当 ※早出、現場、管理手当等		
賞与		
昇給		

○添付資料

- ・給与明細
- ・勤務年数を証明する書類
- ・賃金規程 等

計画の全体スケジュール

「年」ではなく「年度」で作成してください。

1 受入予定

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
①6月(3人)					
		②4月(2人)			
3人	3人	5人	2人	2人	0人

①第一次受入れ

受入予定日	平成27年6月15日
受入予定期間	2年間(平成29年6月帰国予定)
継続・再入国の別	技能実習から継続
人数	3人
国籍	中国
職種／作業	とび／とび

②第二次受入れ

受入予定日	平成29年4月1日
受入予定期間	3年間(平成32年3月帰国予定)
継続・再入国の別	再入国
人数	2人
国籍	ベトナム
職種／作業	鉄筋施工／鉄筋組立て

- ・
- ・
- ・

## 2 特定監理団体、受入建設企業における実施スケジュール

期間	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
特定監理団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国手続き</li> <li>・訪問指導</li> <li>・監査</li> <li>・オリエンテーリング</li> </ul>	<p>入国後の各月に特定監理団体及び受入建設企業が外国人建設就労者の受入れに関し実施することを記載する。</p> <p>例: 監査、訪問指導(就労状況の確認)、入国関係手続き(期間更新等)、長期休暇の取得予定時期、安全衛生教育 等</p>				
受入建設企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れ時の安全衛生教育</li> <li>・○○</li> <li>・○○</li> </ul>					

期間	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
特定監理団体						
受入建設企業						

期間	13月目	14月目	15月目	16月目	17月目	18月目
特定監理団体						
受入建設企業						

期間	19月目	20月目	21月目	22月目	23月目	24月目
特定監理団体						
受入建設企業						

※ 3年間受入れの場合は36月目まで作成すること。